

飛驒市政策アドバイザー設置規則

(設置)

第1条 飛驒市における重要施策の推進及び重要課題の解決の促進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づく専門委員として、飛驒市政策アドバイザー（以下「政策アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 政策アドバイザーは、極めて高度の専門的な知識経験及び特に優れた識見並びに多角的な考察力をもって、市長の求めに応じ、市全体にわたる特に重要な施策又は行政課題に関する政策的な見地からの調査、助言及びその他必要な支援を行うものとする。

(選任)

第3条 政策アドバイザーは、専門の学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

(身分)

第4条 政策アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 政策アドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 政策アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第7条 市長は、政策アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、政策アドバイザーとして適格性を欠くとき。

(報酬等)

第8条 政策アドバイザーの報酬及び費用弁償については、飛驒市非常勤の特別職

職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53条）の定めるところによる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、政策アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。